

## 第8 廃棄物再生事業者

### 1 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして図表 73 に掲げる基準に適合するときは、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の登録を受けることができます。（法第 20 条の 2 第 1 項）

また、この登録を受けた者は、「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることができます。（法第 20 条の 2 第 3 項）

なお、この登録を受けることにより、産業廃棄物処理業の許可が不要となるものではありません。

図表 73 廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第 16 条の 2）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。</li><li>2 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次の施設を有すること。<ol style="list-style-type: none"><li>① 古紙の再生を行う場合には、当該古紙の再生に適する梱包施設</li><li>② 金属くずの再生を行う場合には、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設</li><li>③ 空き瓶の再生を行う場合には、当該空き瓶の再生に適する選別施設</li><li>④ 古繊維の再生を行う場合には、当該古繊維の再生に適する裁断施設</li><li>⑤ ①～④以外の廃棄物の再生を行う場合には、当該廃棄物の再生に適する施設</li></ol></li><li>3 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。</li><li>4 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</li><li>5 その他事業を適正に行うことができる者であること。</li></ol> |
|---|

### 2 届出

登録廃棄物再生事業者は、図表 74 に掲げる事項に変更があったとき、又はその事業場を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した事業場を再開したときは、30 日以内に、その旨を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（施行令第 20 条、第 21 条）

図表 74 廃棄物再生事業者の変更届出事項（施行令第 20 条）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名</li><li>2 事務所及び事業場の所在地</li><li>3 廃棄物の再生に係る事業の内容</li><li>4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要</li></ol> |
|---|

### 3 登録の取消し

都道府県知事（政令市は市長）は、登録廃棄物再生事業者が登録基準に適合しなくなったときや必要な届出を行わなかったときは、その登録を取り消すことができます。（施行令第 22 条）